

佐賀県工鉦業試験手数料及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月22日

佐賀県知事 山口 祥 義

佐賀県規則第2号

佐賀県工鉦業試験手数料及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県工鉦業試験手数料及び使用料条例施行規則（平成12年佐賀県規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後			
(手数料及び使用料の額)				(手数料及び使用料の額)			
<p>第2条 条例第2条の別に知事が定める額は、次の表の各号の第1欄に掲げる区分について、当該各号の第2欄に掲げる項目に従い、当該各号の第3欄に掲げる単位ごとに、それぞれ当該各号の第4欄に掲げる額とする。</p> <p>手数料</p>				<p>第2条 条例第2条の別に知事が定める額は、次の表の各号の第1欄に掲げる区分について、当該各号の第2欄に掲げる項目に従い、当該各号の第3欄に掲げる単位ごとに、それぞれ当該各号の第4欄に掲げる額とする。</p> <p>手数料</p>			
区分	項目	単位	金額	区分	項目	単位	金額
1 分 析、 測 定 及 び 評 価	(窯業関係)			1 分 析、 測 定 及 び 評 価	(窯業関係)		
	(1)～(10) 略	略	略		(1)～(10) 略	略	略
	<u>(11) 透過型電子顕微鏡試験</u>	<u>1 時 間</u>	<u>13,600円</u>		<u>(11) フィールドエミッション観 察試験</u>	<u>1 時 間</u>	略
	<u>(12) フィールドエミッション観 察試験</u>	<u>〃</u>	略		<u>(12)～(26) 略</u>	略	略
	(13)～(27) 略	略	略		<u>(27) 耐火度試験</u>	略	<u>2,700円</u> (SK29 番超過の ゼーゲル 錘を使っ
<u>(28) 耐火度試験</u>	略	<u>2,100円</u> (SK29 番超過の ゼーゲル 錘を使っ					

改正前				改正後			
			て試験を行う場合は、 <u>2,500円</u>)				て試験を行う場合は、 <u>2,900円</u>)
	<u>(29)～(39)</u> 略 (工業関係)	略	略		<u>(28)～(38)</u> 略 (工業関係)	略	略
	<u>(1)～(6)</u> 略	略	略		<u>(1)～(6)</u> 略	略	略
	<u>(7)～(10)</u> 略	略	略		<u>(7)</u> 糊化特性評価試験	//	<u>5,400円</u>
					<u>(8)～(11)</u> 略	略	略
	<u>(11)</u> 蛍光エックス線分析	//	略		<u>(12)</u> 電気化学測定	<u>1時間</u>	<u>4,600円</u>
	<u>(12)・(13)</u> 略	略	略		<u>(13)</u> 蛍光エックス線分析	<u>1件</u>	略
	<u>(14)</u> 広域型マルチアナライザー試験	//	<u>12,750円</u> (写真は <u>1枚とし、1枚増すごとに1,500円を加算する。)</u>		<u>(14)・(15)</u> 略	略	略
	<u>(15)～(22)</u> 略	略	略		<u>(16)～(23)</u> 略	略	略
	<u>(23)</u> 光学顕微鏡試験及びマクロ組織試験	//	<u>2,500円</u> (写真は <u>3枚までとし、1</u>				

改正前				改正後			
	(24) デジタルマイクロスコープ試験	<u>1</u> 件	枚増すごとに400円を加算する。)		(24) デジタルマイクロスコープ試験	<u>//</u>	略
	(25)～(41) 略	略	略		(25)～(41) 略	略	略
2・3 略				2・3 略			
4 試料調製及び試作加工	(窯業関係) (1)～(6) 略 (7) 3軸制御モデリングマシンによる加工 (8) 略 (工業関係) (1)～(8) 略	略	略	4 試料調製及び試作加工	(窯業関係) (1)～(6) 略 (7) 3軸制御モデリングマシンによる加工 (8) 略 (工業関係) (1)～(8) 略	略	略
		略	<u>4,600円</u>			略	<u>5,600円</u>
		略	略			略	略
		略	略			略	略
5 略				5 略			
使用料				使用料			
区分	項目	単位	金額	区分	項目	単位	金額
設備機械等の使用	1 試験用の設備機械器具 (窯業関係)			設備機械等の使用	1 試験用の設備機械器具 (窯業関係)		
	(1) 略	略	略		(1) 略	略	略
	(2) 万能材料試験機	略	<u>1,280円</u>		(2) 万能材料試験機	略	<u>1,500円</u>
	(3)～(13) 略	略	略		(3)～(13) 略	略	略
	(14) pHメーター	略	<u>150円</u>		(14) pHメーター	略	<u>170円</u>

改正前				改正後			
	(15)～(20) 略 (工業関係)	略	略		(15)～(20) 略 (工業関係)	略	略
	(1)～(46) 略	略	略		(1)～(46) 略	略	略
	<u>(47) 蛍光エックス線分析装置</u>	<u>1 時 間</u>	略		<u>(47) 酸素電極式分析装置</u>	<u>1 件</u>	<u>3,200円</u>
	<u>(48)・(49) 略</u>	略	略		<u>(48) 高電圧・電流測定装置</u>	<u>1 時 間</u>	<u>840円</u>
	<u>(50) 広域型マルチアナライザ ニ</u>	//	<u>9,000円</u>		<u>(49) 電気化学測定システム</u>	//	<u>1,300円</u>
	<u>(51)～(55) 略</u>	略	略		<u>(50) 蛍光エックス線分析装置</u>	//	略
	<u>(56) 光学顕微鏡システム</u>	//	<u>1,400円</u>		<u>(51)・(52) 略</u>	略	略
	<u>(57) 略</u>	略	略		<u>(53) ひずみ測定システム</u>	//	<u>1,000円</u>
	<u>(58) レーザー回折式粒度分布 測定装置</u>	//	<u>2,000円</u>		<u>(54)～(58) 略</u>	略	略
	<u>(59)～(64) 略</u>	略	略		<u>(59) 略</u>	略	略
	<u>(65) オートグラフ材料試験機</u>	略	<u>2,790円</u>		<u>(60)～(65) 略</u>	略	略
	<u>(66)～(80) 略</u>	略	略		<u>(66) オートグラフ材料試験機</u>	略	<u>3,900円</u>
2	試作加工用の設備機械器具 (窯業関係)			2	試作加工用の設備機械器具 (窯業関係)		
(1)	原料調製機 ア～ケ 略	略	略	(1)	原料調製機 ア～ケ 略	略	略

改正前				改正後			
	コ 三本ロールミル	略	<u>270円</u>		コ 三本ロールミル	略	<u>580円</u>
	サ～タ 略	略	略		サ～タ 略	略	略
	(2) 成形・加工機				(2) 成形・加工機		
	ア～ナ 略	略	略		ア～ナ 略	略	略
	ニ 3軸制御モデリングマシン	略	<u>3,100円</u>		ニ 3軸制御モデリングマシン	略	<u>4,300円</u>
	ヌ～ハ 略	略	略		ヌ～ハ 略	略	略
	ヒ サンドブラスター	略	<u>1,080円</u>		ヒ パッド印刷機	カ	<u>3,200円</u>
	(3) 略				ク サンドブラスター	略	<u>1,700円</u>
	(工業関係)				(3) 略		
	(1)～(26) 略	略	略		(1)～(26) 略	略	略

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。